

北大阪労働基準監督署 発表
令和 7 年 1 月 31 日

北大阪労働基準監督署
電話 072-391-5825

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検
(プレス機械作業主任者にその職務を行わせなかった
及びプレス起動時等の危険防止のための必要な措置を講じなかった疑い)

令和 7 年 1 月 31 日、北大阪労働基準監督署 (署長 草川 晴美) は、株式会社ステイファームほか 1 名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社ステイファーム (以下、「被疑会社」という。)
本社所在地 大阪府門真市深田町
事業内容 金属プレス加工業
- (2) 被疑会社代表取締役 A (以下、「被疑者 A」という。)

2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第 14 条

労働安全衛生法施行令第 6 条第 7 号

労働安全衛生規則第 134 条第 3 号

同法第 20 条第 1 号

同法第 27 条第 1 項

同法別表第 2 第 11 号

労働安全衛生規則第 27 条

動力プレス機械構造規格第 7 条第 2 項

同法第 119 条第 1 号 (罰則)

同法第 122 条 (両罰)

3 事件の概要

令和5年11月20日、大阪府門真市深田町の被疑会社工場において、被疑者Aは労働者Bに圧力能力60トンの動力により駆動されるプレス機械を使用して金属加工作業を行わせるに当たり、

- (1) プレス機械作業主任者として法令の定める資格を有する自身を被疑会社におけるプレス機械作業主任者としており、被疑者A自身が同プレス機械とその安全装置に設けられていた切替えキースイッチのキーを保管しなければならなかったのに、これを行っていなかった
- (2) 動力により駆動されるプレス機械のスライドを作動させるための操作部は、接触等によりスライドが不意に作動することを防止することができる構造を具備していなければならないのに、カバーが破損し、この防止構造を具備していないフットスイッチを労働者Bに使用させ、もって機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

4 参考事項

- (1) 上記法違反に関連し、動力により駆動されるプレス機械で金属加工作業を行っていた労働者Bが、同プレス機械金型に手を挟み、指2本を切断するという労働災害が発生した。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二、三 略

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 略

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

二から四まで 略

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

別表第二

一から十まで 略

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二から十六まで 略

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一から六まで 略

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八から二十三まで 略

労働安全衛生規則

(規格に適合した機械等の使用)

第二十七条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

(プレス機械作業主任者の職務)

第一百三十四条 事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一 プレス機械及びその安全装置を点検すること。

二 プレス機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。

三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。

四 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

動力プレス機械構造規格

(プレスの起動時等の危険防止)

第七条

- 1 略
- 2 動力プレスのスライドを作動させるための操作部は、接触等によりスライドが不意に作動することを防止することができる構造のものでなければならない。
- 3 略